

帯広市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第25号

帯広市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第26条中「出張を命ぜられた職員」を「職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。